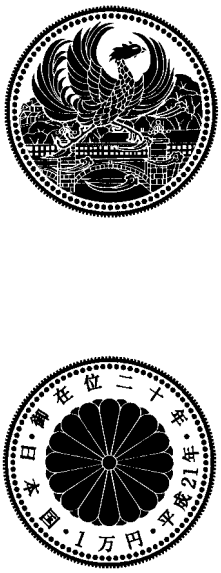
別表第一に次の一号を加える。

三十九　一万円の貨幣のうち天皇陛下御在位二十年を記念するため発行するもの	
素材	金
品位	純金
量目	二十グラム
形式	
直径	二十八ミリメートル

別表第三中第三十一号を第三十二号とし、第十六号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣　千万枚

別表第三に次の一号を加える。

三十三　天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣　十万枚

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

財務大臣　与謝野　馨
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

府令

○内閣府令第四十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び保険業法（平成七年法律第百五号）の規定に基づき、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年七月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

（継続企業の前提に関する注記）

第二十一条　四半期貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、四半期貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。

一　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四　当該重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しているか否かの別

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

（継続企業の前提に関する注記）

第二十七条　四半期財務諸表等規則第二十一条の規定は、四半期連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「四半期貸借対照表日」とあるのは「四半期連結決算日」と、同条第四号中「四半期財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。